

## I T環境整備推進委員会運営要綱

〔平成20年11月27日  
日本学術会議第68回幹事会決定〕

(設置)

第1 I T環境整備推進委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第2 委員会は、日本学術会議のI T環境の整備推進に関する事項を審議する。

(組織)

第3 委員会は、各部の3名以内の会員並びに会長の指名する会員及び連携会員若干名をもって組織する。

(庶務)

第4 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。